

令和5年度

鹿嶋市予算書

目 次

○ 令和5年度鹿嶋市一般会計予算	1
第1表 歳入歳出予算	2
第2表 債務負担行為	8
第3表 地方債	9
○ 令和5年度鹿嶋市国民健康保険特別会計予算	11
第1表 歳入歳出予算	12
○ 令和5年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計予算	15
第1表 歳入歳出予算	16
○ 令和5年度鹿嶋市介護保険特別会計予算	17
第1表 歳入歳出予算	18
○ 令和5年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計予算	23
第1表 歳入歳出予算	24

○ 令和5年度鹿嶋市墓地特別会計予算	27
第1表 歳入歳出予算	28
○ 令和5年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計予算	29
第1表 歳入歳出予算	30
○ 令和5年度鹿嶋市水道事業会計予算	31
○ 令和5年度鹿嶋市下水道事業会計予算	35
○ 令和5年度鹿嶋市農業集落排水事業会計予算	39

令和5年度

鹿嶋市一般会計予算

議案第2号

令和5年度鹿嶋市一般会計予算

令和5年度鹿嶋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,449,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月16日提出

鹿嶋市長 田口伸一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額										
1市	税	11,242,095										
	1市	民	税	4,203,823								
	2固	定	資	産	税	6,119,336						
	3軽	自	動	車	税	208,616						
	4市	た	ば	こ	税	710,320						
2地	方	譲	与	税	315,870							
				1地	方	揮	発	油	譲	与	税	67,000
				2自	動	車	重	量	譲	与	税	187,000
				3森	林	環	境	譲	与	税	8,870	
				4特	別	と	ん	譲	与	税	53,000	
3利	子	割	交	付	金	5,000						
					1利	子	割	交	付	金	5,000	
4配	当	割	交	付	金	50,000						
					1配	当	割	交	付	金	50,000	
5株	式	等	譲	渡	所	得	割	交	付	金	30,000	
										1株	式	等
6法	人	事	業	税	交	付	金		200,000			
								1法	人	事	業	税
7地	方	消	費	税	交	付	金		1,760,000			
								1地	方	消	費	税
8ゴ	ル	フ	場	利	用	税	交	付	金	14,000		
									1ゴ	ル	フ	場

(単位：千円)

款	項	金額
9 環境性能割交付金		24,500
	1 環境性能割交付金	24,500
10 地方特例交付金		80,000
	1 地方特例交付金	80,000
11 地方交付税		1,321,531
	1 地方交付税	1,321,531
12 交通安全対策特別交付金		7,322
	1 交通安全対策特別交付金	7,322
13 分担金及び負担金		167,627
	1 負担金	167,627
14 使用料及び手数料		182,340
	1 使用料	120,852
	2 手数料	61,488
15 国庫支出金		3,869,590
	1 国庫負担金	3,417,494
	2 国庫補助金	429,856
	3 委託金	22,240
16 県支出金		1,923,334
	1 県負担金	1,335,485
	2 県補助金	434,833
	3 委託金	153,016
17 財産収入		27,141

(単位：千円)

款	項	金額
	1 財 産 運 用 収 入	23,661
	2 財 産 売 払 収 入	3,480
18 寄 附 金		221,000
	1 寄 附 金	221,000
19 繰 入 金		611,609
	1 特 別 会 計 繰 入 金	4
	2 基 金 繰 入 金	611,605
20 繰 越 金		150,000
	1 繰 越 金	150,000
21 諸 収 入		585,041
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	20,000
	2 市 預 金 利 子	30
	3 貸 付 金 元 利 収 入	30,620
	4 雑 入	534,391
22 市 債		661,000
	1 市 債	661,000
歳 入 合 計		23,449,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		199,333
	1 議 会 費	199,333
2 総 務 費		2,304,296
	1 総 務 管 理 費	1,796,908
	2 徴 税 費	294,619
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	131,442
	4 選 挙 費	34,407
	5 統 計 調 査 費	44,927
	6 監 査 委 員 費	1,993
3 民 生 費		10,057,745
	1 社 会 福 祉 費	4,647,722
	2 児 童 福 祉 費	4,157,004
	3 生 活 保 護 費	1,253,019
4 衛 生 費		2,709,246
	1 保 健 衛 生 費	793,072
	2 清 掃 費	1,916,174
5 労 働 費		638
	1 労 働 諸 費	638
6 農 林 水 産 業 費		349,556
	1 農 業 費	340,406
	2 林 業 費	931
	3 水 産 業 費	8,219

(単位：千円)

款	項	金額
7 商 工 費		184,460
	1 商 工 費	184,460
8 土 木 費		1,805,542
	1 土 木 管 理 費	52,921
	2 道 路 橋 り よ う 費	847,588
	3 都 市 計 画 費	330,995
	4 下 水 道 費	421,172
	5 住 宅 費	152,866
9 消 防 費		1,071,345
	1 消 防 費	1,071,345
10 教 育 費		2,899,479
	1 教 育 総 務 費	466,935
	2 小 学 校 費	413,570
	3 中 学 校 費	206,906
	4 幼 稚 園 費	217,433
	5 社 会 教 育 費	718,465
	6 保 健 体 育 費	876,170
11 災 害 復 旧 費		4,000
	1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	4,000
12 公 債 費		1,752,587
	1 公 債 費	1,752,587
13 諸 支 出 金		60,773

(単位：千円)

款	項	金額
	1 基金費	60,773
14 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出	合計	23,449,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
鹿島地方事務組合分担金（鹿嶋可燃ごみ中継施設長期包括運營業務委託分）	令和6年度から令和25年度まで	968,713千円に物価変動及び税制度の変更並びに鹿島地方事務組合の負担割合の変更による増減額並びに消費税額及び地方消費税額を加算した額
鹿島地方事務組合分担金（鹿嶋可燃ごみ中継施設コンテナ運搬業務委託分）	令和6年度から令和10年度まで	158,704千円に物価変動及び税制度の変更並びに鹿島地方事務組合の負担割合の変更による増減額並びに消費税額及び地方消費税額を加算した額
図書館情報システム賃貸借	令和6年度から令和10年度まで	72,039

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市庁舎等整備事業	13,700	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方公共 団体との共同発 行を含む)	3.0%以内 ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率	政府資金については、その 融資条件により、銀行その他 の場合には、その債権者と協 定するものによる。ただし、 市財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、又は 繰上償還若しくは低利に借換 えすることができる。
社会福祉施設整備事業	15,800			
ごみ処理施設大規模改修事業	30,700			
し尿処理施設大規模改修事業	28,800			
鹿嶋斎苑整備事業	9,900			
農業農村整備事業	2,700			
道路整備事業	217,800			
道路整備事業（社会資本整備総合交付金）	90,300			
公営住宅建設事業	53,000			
公園整備事業	700			
公園整備事業（社会資本整備総合交付金 防災安全交付金）	48,700			
消防施設整備事業	6,300			
小学校施設整備事業	3,500			
中学校施設整備事業	3,500			
社会教育施設等整備事業	5,800			
学校給食センター整備事業	68,400			
カシマスポーツセンター整備事業	2,400			
臨時財政対策債	59,000			
計	661,000			

令和5年度

鹿嶋市国民健康保険特別会計予算

議案第3号

令和5年度鹿嶋市国民健康保険特別会計予算

令和5年度鹿嶋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,894,744千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月16日提出

鹿嶋市長 田口伸一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,227,507
	1 国民健康保険税	1,227,507
2 一部負担金		2
	1 一部負担金	2
3 使用料及び手数料		100
	1 手数料	100
4 国庫支出金		2,411
	1 国庫補助金	2,411
5 県支出金		4,918,750
	1 県負担金	4,918,750
6 財産収入		400
	1 財産運用収入	400
7 繰入金		692,624
	1 他会計繰入金	454,324
	2 基金繰入金	238,300
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		52,949
	1 延滞金，加算金及び過料	35,003
	2 預金利子	1
	3 雑収入	17,945
	* 受託事業収入	
歳入合計		6,894,744

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		44,384
	1 総務管理費	32,685
	2 徴税費	11,391
	3 運営協議会費	308
2 保険給付費		4,810,598
	1 療養諸費	4,163,722
	2 高額療養諸費	617,676
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	20,000
	5 葬祭諸費	7,000
	6 傷病手当金（新型コロナウイルス関係）	2,000
3 国民健康保険事業費納付金		1,932,043
	1 医療給付費分	1,249,278
	2 後期高齢者支援金等分	519,876
	3 介護納付金分	162,889
4 共同事業拠出金		2
	1 共同事業拠出金	2
5 保健事業費		86,783
	1 特定健康診査等事業費	77,436
	2 保健事業費	9,347
6 積立金		400
	1 基金積立金	400

(単位：千円)

款	項	金額
7 諸 支 出 金		10,534
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	10,534
8 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	6,894,744

令和5年度

鹿嶋市後期高齢者医療特別会計予算

議案第4号

令和5年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ943,071千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月16日提出

鹿嶋市長 田口伸一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		748,852
	1 後期高齢者医療保険料	748,852
2 使用料及び手数料		3
	1 手数料	3
3 繰入金		191,466
	1 一般会計繰入金	191,466
4 繰越金		500
	1 繰越金	500
5 諸収入		2,250
	1 延滞金, 加算金及び過料	200
	2 償還金及び還付加算金	2,050
歳入	合計	943,071

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療広域連合納付金		941,018
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	941,018
2 諸支出金		2,053
	1 償還金及び還付加算金	2,050
	2 繰出金	3
歳出	合計	943,071

令和5年度

鹿嶋市介護保険特別会計予算

議案第5号

令和5年度鹿嶋市介護保険特別会計予算

令和5年度鹿嶋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,799,821千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月16日提出

鹿嶋市長 田口伸一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 險 料		1,195,035
	1 介 護 保 險 料	1,195,035
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 国 庫 支 出 金		892,046
	1 国 庫 負 担 金	798,092
	2 国 庫 補 助 金	93,954
4 支 払 基 金 交 付 金		1,248,991
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,248,991
5 県 支 出 金		687,102
	1 県 負 担 金	645,829
	2 県 補 助 金	41,273
6 財 産 収 入		320
	1 財 産 運 用 収 入	320
7 繰 入 金		776,117
	1 一 般 会 計 繰 入 金	724,453
	2 基 金 繰 入 金	51,664
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		207
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	202
	2 預 金 利 子	1

(単位：千円)

款	項	金額
	3 雑 入	4
歳 入	合 計	4,799,821

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		47,424
	1 総務管理費	5,735
	2 徴収費	5,080
	3 介護認定審査会費	35,778
	4 趣旨普及費	831
2 保険給付費		4,467,264
	1 介護サービス等諸費	4,018,224
	2 介護予防サービス等諸費	137,844
	3 その他諸費	3,792
	4 高額介護サービス等費	96,444
	5 高額医療合算介護サービス等費	10,788
	6 特別給付費	24,432
	7 特定入所者介護サービス等費	175,740
3 地域支援事業費		278,601
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	183,062
	2 包括的支援事業・任意事業費	95,539
4 保健福祉事業費		2,000
	1 保健福祉事業費	2,000
5 積立金		320
	1 基金積立金	320
6 諸支出金		1,212
	1 償還金及び還付加算金	1,211

(単位：千円)

款	項	金額
	2 繰 出 金	1
7 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出	合 計	4,799,821

令和5年度

鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部
土地区画整理事業特別会計予算

議案第6号

令和5年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計予算

令和5年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ212,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和5年2月16日提出

鹿嶋市長 田 口 伸 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		5,111
	1 負担金	5,111
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 財産収入		20
	1 財産運用収入	20
4 繰入金		205,867
	2 基金繰入金	205,867
5 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
6 諸収入		1
	1 延滞金，加算金及び過料	1
歳入	合計	212,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 都 市 計 画 費		210,813
	1 土 地 区 画 整 理 費	210,813
2 公 債 費		167
	1 公 債 費	167
3 諸 支 出 金		20
	1 基 金 費	20
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	212,000

令和5年度

鹿嶋市墓地特別会計予算

議案第7号

令和5年度鹿嶋市墓地特別会計予算

令和5年度鹿嶋市墓地特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,801千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

令和5年2月16日提出

鹿嶋市長 田口伸一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		3,165
	1 使用料	3,163
	2 手数料	2
2 財産収入		4
	1 財産運用収入	4
3 繰越金		3,632
	1 繰越金	3,632
歳入合計		6,801

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 墓園費		6,601
	1 墓園費	6,601
2 予備費		200
	1 予備費	200
歳出合計		6,801

令和5年度

鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計予算

議案第8号

令和5年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計予算

令和5年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ366,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月16日提出

鹿嶋市長 田 口 伸 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰替金収入		366,000
	1 繰替金収入	366,000
歳入合計		366,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 集合支払費		366,000
	1 集合支払費	366,000
歳出合計		366,000

令和5年度

鹿嶋市水道事業会計予算

議案第9号

令和5年度鹿嶋市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度鹿嶋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	22,100 戸
(2) 年間総給水量	6,200,000 m ³
(3) 一日平均給水量	16,986 m ³
(4) 主要な建設改良工事	
イ 配水施設拡張費	74,890 千円
ロ 老朽管更新費	127,681 千円
ハ 配水場建設費	2,124,992 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 第1款 水道事業収益	1,945,445 千円
第1項 営業収益	1,758,723 千円
第2項 営業外収益	186,722 千円
支出 第1款 水道事業費用	1,744,907 千円
第1項 営業費用	1,671,862 千円
第2項 営業外費用	68,045 千円
第3項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額408,488千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金、過年度及び当年度分損益勘定留保資金にて補てんする。）。

収入	第1款	資本的収入	2,188,231千円
	第1項	企業債	1,688,000千円
	第2項	出資金	20,000千円
	第3項	補助金	474,200千円
	第4項	負担金	6,031千円
支出	第1款	資本的支出	2,596,719千円
	第1項	建設改良費	2,333,886千円
	第2項	企業債償還金	242,215千円
	第3項	国庫補助金返還金	20,618千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	鹿島配水場管理棟建設事業	980,855千円	令和5年度	89,227千円
				令和6年度	662,028千円
				令和7年度	229,600千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水施設整備事業及び老朽管更新事業	1,688,000千円	普通貸借 又は 証券発行	年利3.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後については、 当該見直し後の利率	政府資金については、その融資 条件により、銀行その他の場合 には、その債権者と協定するも のによる。ただし、企業財政そ の他の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換えするこ とができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の借入れの最高限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 職員給与費 | 52,374千円 |
| (2) 交際費 | 100千円 |
| (3) 賞与等引当金繰入額 | 4,495千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 児童手当に要する経費として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、360千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、23,000千円と定める。

令和5年2月16日提出

鹿嶋市長 田口伸一

令和5年度

鹿嶋市下水道事業会計予算

議案第10号

令和5年度鹿嶋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度鹿嶋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)水洗化戸数	15,600戸
(2)年間総処理水量	4,400,000 m ³
(3)一日平均処理水量	12,055 m ³
(4)主要な建設改良事業	
下水道建設費(社総交)	71,000千円
下水道建設費(防災・安全)	518,700千円
下水道建設費(単独)	120,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 第1款 下水道事業収益	1,463,106千円
第1項 営業収益	725,963千円
第2項 営業外収益	737,143千円
支出 第1款 下水道事業費用	1,462,672千円
第1項 営業費用	1,347,934千円
第2項 営業外費用	109,638千円
第3項 特別損失	100千円
第4項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額519,615千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金にて補てんする。）。

収入	第1款	資本的収入	710,239千円
	第1項	企業債	374,455千円
	第2項	他会計出資金	15,500千円
	第3項	国庫補助金	305,300千円
	第4項	負担金及び分担金	14,984千円
支出	第1款	資本的支出	1,229,854千円
	第1項	建設改良費	738,275千円
	第2項	企業債償還金	491,568千円
	第3項	基金積立金	11千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
下水汚泥処分委託	令和6年度から令和7年度まで	143,550

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業	341,955	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
下水道資本費平準化債	32,500			
計	374,455			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の借入れの最高限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用, 営業外費用, 特別損失の各項に係る経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

61,559千円

(2) 賞与等引当金繰入額

5,249千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、270,811千円である。

令和5年2月16日提出

鹿嶋市長 田 口 伸 一

令和5年度

鹿嶋市農業集落排水事業会計予算

議案第11号

令和5年度鹿嶋市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度鹿嶋市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)水洗化戸数	520戸
(2)年間総処理水量	40,000 m ³
(3)一日平均処理水量	110 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 第1款 農業集落排水事業収益	144,456千円
第1項 営業収益	19,900千円
第2項 営業外収益	124,556千円
支出 第1款 農業集落排水事業費用	126,497千円
第1項 営業費用	118,224千円
第2項 営業外費用	5,532千円
第3項 特別損失	1,741千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額30,809千円は、引継金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度利益剰余金処分額にて補てんする。）。

収入 第1款 資本的収入	0千円
支出 第1款 資本的支出	30,809千円
第1項 企業債償還金	30,809千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ3,600千円及び14,384千円である。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の借入れの最高限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用、特別損失の各項に係る経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

8,178千円

(2) 賞与等引当金繰入額

1,128千円

(他会計からの補助金)

第8条 農業集落排水事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、80,940千円である。

(利益余剰金の処分)

第9条 当年度利益余剰金のうち8,792千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 8,792千円

令和5年2月16日提出

鹿嶋市長 田口伸一

